



養水泉の中央林鷺

る七つの清水からとっていたが、涸渴の心配があるので、文化の初年（元年が一八〇四）岩崎堰からも引き入れるように文化六年（一八〇九）に部落長が代官に願出た。その後大旱害があり、文政二年（一八一九）いくらら工費を納めて分けてもらっていたが、苦しくなったので弘化三年（一八四六）部落長が代官に願出た。明治六年（一八七二）村長が県庁に願出で、いろいろの問題があつたが、二十三部落が漸くまとまって、負担の人夫二四〇人、費金老円五拾銭で、積年の困難が解決したというように読みとれる。

養水泉碑

排難就易有常經不能違為会津郡寺堀鷺林本田三邑養水七清水曾無涸渴憂七清水發源於同郡麻生館野等七処故名為岩崎刺流注養水故文化初以分頭法補助工事堪累同己巳邑長具狀代官某請絶關係地某臨檢認實課工費四之一僅存堰下名義先是丙寅大旱害沢皆涸渴養水無異狀文政巳卯以年賦納法借官米未耀之得金若干納官為之資利子充工費然以有限服無限困苦難堪弘化丙午時邑長繼前長遣志訴代官某患与金若干僅救困苦維新後物議復起明治癸酉時邑長具狀県庁請除堰下名義県庁内諭協議而議不協至同戊議漸熟二十三邑長總代与三邑長總代相會議決負担人夫二百四十費金老円五拾銭茲積年煩累困苦漸解始復常經云爾

明治三十一年八月

安東恭齊撰

長岡寛裕書